



- 渋沢栄一に学ぶ組織経営
- 再考！社会福祉法人の社会福祉充実残額の考え方
- 令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます
- スタッフ新規採用等で税額控除

渋沢栄一に学ぶ組織経営



テレビ離れに関する報道もされる昨今ですが、そんな中でも平均視聴率約 15%を記録したり、登場人物ゆかりの地域を含めて、経済的にも気持ち的にも社会に影響与えたりするのがNHKの大河ドラマです。現在放送中の大河ドラマ「青天を衝け」で描かれている渋沢栄一は日本の資本主義の父と言われ、銀行や保険会社など数々の日本の基盤となる企業や一橋大学や日本女子大学といった公益事業を作り上げました。

農民出身の渋沢栄一は、当初、尊皇攘夷の志士として倒幕を目的として活動していましたが、「徳川御三卿」の一つである一橋家の家来となりました。その後、パリ万博に派遣され、倒すべき外国人に一転して感化されました。そして明治政府の官僚となり、大蔵省で活躍した後、実業家として 500 社余りの企業や 600 の社会事業に関わりました。敵対していた側の仕事に就いたり、公務員から起業家になったり、変わり身が上手なようにも見えますが、その根底は日和見主義や単に欧米のモノマネをしただけではありません。

彼が唱え、経営者の精神的支柱となった「論語と算盤」は、孔子の儒教や日本の武士道精神といった精神性と経済活動との融合を真理としていました。「本当の経済活動は、社会のためになる道徳に基づかないと決して長く続かない」と目指すべき社会の仕組みをあえて資本主義と呼ばず、合本主義だと主張し続けました。

この考えを持つに至った直接のきっかけは、ロンドンの商業会議所との意見交換の時に、「日本人は他人との約束を守らない」と苦情を受けたからだそうです。急激な近代化や資本主義下でお金のインパクトが強すぎて、拝金主義が蔓延し、稼いだもの勝ちの文化がはびこり、商道德が廃れていました。

そこで、経営者や指導者への指針として江戸時代に特に教育に活用された論語を参考に、「儒教では商売を賤しく見ていましたが、孔子も富が必要だと言っていて、ただしその求め方に正しさが必要」との独自の解釈をいれて経済活動の指針としました。

渋沢栄一が行ったことは『公益や伝統的な民族の価値観を重要視して時代に合わせて再定義し、技術的事項は海外からどんどん取り入れていく』ということだと思います。これは、福沢諭吉の和魂洋才（わこんようさい）にも近いなと感じました。和魂洋才とは、日本古来の精神を大切にしつつ、西洋からの優れた学問・知識・技術などを摂取・活用し、両者を調和・発展させていくという意味の言葉で、古くから使われていた「和魂漢才」をもとに作られた用語です。和魂漢才は、日本固有の精神「大和魂」と中国伝来の学問「漢才」を合わせた言葉で、天神さまの菅原道真公が「心は伝統的日本人の有り様がよく技芸は外国に学ぶべきだ」と言い、この思想が普及しました。

日本が Japan as No.1 で世界第二の経済大国に成長したときの原動力も、単に外国のものまねをするだけでなく、日本的思想で上手にアレンジして再生産する事で成功出来たのではないのでしょうか。なかなか経済的発展が成し遂げられない中で、さらにコロナによる落ち込みや人口減少など組織を取り巻く経営環境は、渋沢栄一が直面した明治維新の頃からの激動の時代に近いのかもしれませんが。

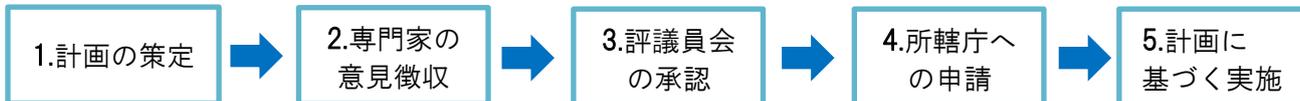
渋沢栄一が直面した時代には、金融システムや資本主義のシステムなどを欧米から輸入することで、日本は成長することができました。現在は、情報化社会であり知識集約型産業などが成長する時代です。世界一の高齢化スピードで日本は少子化と高齢化に突き進んでいますが、コロナを封じ込めた台湾では青銀共創(せいぎんきょうそう)というスローガンで、青年と老年者が力を合わせて事業を作り出す事に入っています。5G も都会ではなく田舎から導入して、デジタル格差を減らして老年者も社会貢献できる社会を作り出そうとしています。我々、組織経営者も渋沢栄一だったら、**この日本社会にどのような事業を創造しようとするのか**、考える事が大切だと感じました。

成迫 升敏

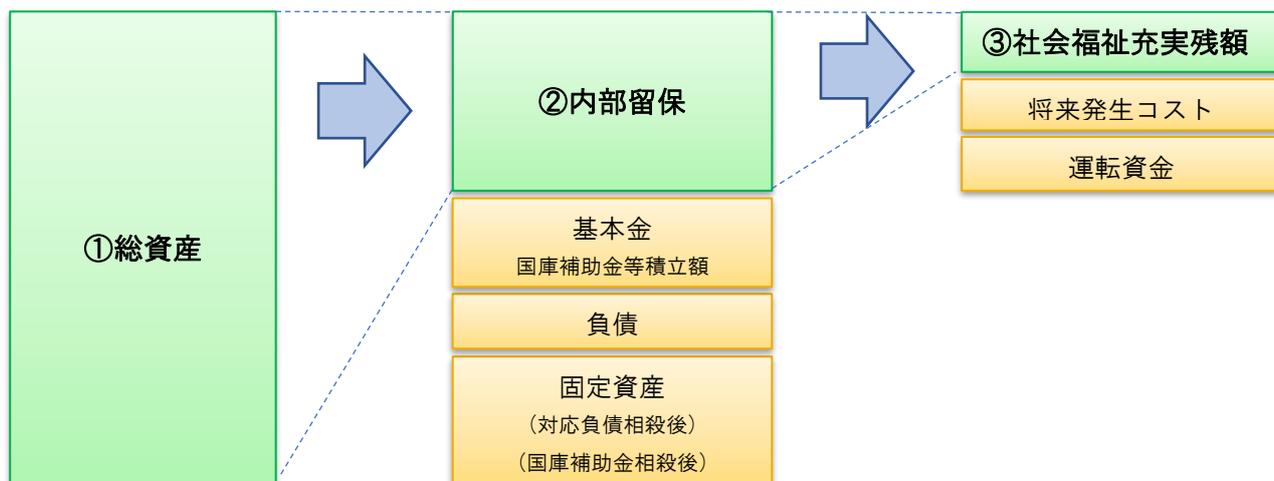
再考！社会福祉法人の社会福祉充実残額の考え方



今回は、よくご質問を頂く【社会福祉充実残額（以下:充実残額）】について考えたいと思います。
 法人設立後15年～20年近く運営している社会福祉法人で、この充実残額が残る傾向があります。
 これは法人設立からの利益累計額が一定額以上積みあがっている状態を指します。決算報告の際に、理事長にこのことを報告するとほとんどの理事長がどうしたら良いのかという反応をされます。この充実残額が発生した際には、以下の手続きが義務付けられています。



社会福祉充実財産の算定方法



法人の①総資産から社会福祉事業に使用している固定資産と資本の一部と負債を差し引いて、②内部留保の額を求めます。将来かかるコスト（建替・大規模修繕費用）と必要な運転資金を差し引いて、③充実残額の算出をします。特例を適用した場合の方が有利になる場合がありますが、最終的な控除後の充実残額がプラスになるかマイナスになるかを確認して頂きたいと思います。

社会福祉充実残額が発生しない理由とは

図をご覧くださいと、社会福祉充実残額が発生しない場合には以下の2点が考えられます。

- イ 社会福祉事業に使用する固定資産と負債が多いこと(図の中央より)
- ロ 建て替え費用や大規模修繕やのコストと固定費が多いこと(図の右側より)

また、会計処理等において充実残額が変わる要因とその理由について具体例を以下にまとめました。

会計処理等	充実残額が変わる理由
引当金の計上	賞与・退職引当金を計上することで、負債が増加
人件費未払計上	未支給の給与を未払計上し負債が増加(給与算定の締日による)
固定資産を購入	社会福祉事業に利用する固定資産の購入で控除対象資産が増加
特例の適用	運転資金の特例の利用によるコストの増加(※1)

※1 通常は年間事業活動支出の3月分のみ控除します。ただし次の式を満たす場合には12月分の控除が可能になります。

【判定式】年間事業活動支出 > 再取得に必要な財産 + 建替・大規模修繕(設備更新)

社会福祉法改正で導入された充実残額の考え方は事務負担を考えるとマイナスですが、充実残額は残った方がプラスなことでもあります。

充実残額があるということは過去からの利益の蓄積が充分であることを意味します。逆に、充実残額がないということは、事業継続に必要な内部留保、建替費用や新規事業を行う為の資金の確保が十分でないということです。そう考えると、充実残額の有無は経営状況を評価する1つの指標と捉えることができます。充実計画の策定は法人の中期経営計画と同義です。自法人の将来を考える一つの機会になるかもしれません。社会福祉充実残額・充実計画の件でお困りの方は、ご相談頂ければと思います。

医療福祉事業部 北澤 守

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます

消費税が10%に引き上げられたことに伴って、令和5年10月1日からインボイス制度が導入されることになりました。インボイス制度とは、仕入税額控除を受けるための新たな制度改正です。この仕入税額控除を受けられるか受けられないかは、課税事業者にとってはもちろんですが、免税事業者にとっても影響があると考えられます。

仕入税額控除とは

仕入税額控除とは、売上で預かった消費税から仕入等で支払った消費税を差し引くことです。

売上に係る 消費税 (100)	仕入等に 係る消費税 (60)
	納付額 (40)

【仕入税額控除を受けた場合】
預かった消費税 100 - 支払った消費税 60
= 納付する消費税 40

売上に係る 消費税 (100)	納付額 (100)
-----------------------	--------------

【仕入税額控除を受けられない場合】
預かった消費税 100 = 納付する消費税 100

インボイス制度の導入による最も大きな影響

適格請求書の発行・保存が「仕入税額控除」の要件となるため、適格請求書を発行できない事業者からの仕入れは「仕入税額控除」が原則としてできないということです。つまり、上記の表に示した通り、仕入税額控除が受けられれば納付する消費税額が40でいいところ、仕入税額控除が受けられなくなった場合、納付する消費税額が100になってしまうということになります。その為、仕入先の見直しがされる可能性があり、適格請求書の発行ができない免税事業者は、課税事業者になることも考えなくてははいけないかもしれません。また、課税事業者も請求書のフォーマットなどの見直しも必要になります。

適格請求書とは今までの請求書と何が違うのでしょうか

適格請求書とは、下記の要件を満たした請求書です。

1. 適格請求書発行事業者の、氏名または名称および登録番号
2. 取引年月日
3. 取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨）
4. 税率ごとに合計した対価の額および適用税率
5. 消費税額
6. 書類の交付を受ける事業者の氏名および名称



すべての事業者がこの「適格請求書」を発行できるわけではなく、「適格事業者の登録申請書」を税務署に提出し登録を受ける必要があります。適格事業者の登録申請は令和3年10月1日から開始です。令和5年10月1日から適格請求書の発行をするには、令和5年3月31日までに登録申請をする必要があります。令和5年10月1日まではまだ少し時間がありますが、インボイス制度の内容を理解し課税事業者も免税事業者も準備が必要です。不明点は担当者までお問合せ下さい。

スタッフ新規採用等で税額控除

新型コロナウイルスの影響で経済が冷え込む中、スタッフの雇用維持や給与等を前年度よりも増やした企業に対して、税金面で優遇する「所得拡大税制」が令和3年税制改正で更に使いやすくなりました。今回はその改正内容等についてご紹介致します。

所得拡大税制とは？

スタッフへ支払う給与、賞与等の総額が前事業年度よりも1.5%増加していた場合に、その増加額の15%分税金が減るといった制度です。下記に中小企業者等の場合の改正内容等をまとめました。

	改正前	改正後
適用時期	令和3年3月31日までに開始する各事業年度	令和3年4月1日以降、開始する各事業年度（個人事業主の場合、令和4年の申告分から適用）
適用要件	① 雇用者給与等支給額が前年度を上回ること ② 継続雇用者給与等支給額が前年比1.5%以上増加	雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増加
税額控除	給与・賞与等支給額の前年比増加額 15%控除 (所得税、法人税総額の20%までが限度)	
上乗せ要件	イ 継続雇用者給与等支給額が前年比2.5%以上増加 ロ 教育訓練費が前年より10%以上増加等	イ 雇用者給与等支給額が前年比2.5%以上増加 ロ 改正前と同じ
上乗せ控除	10%控除 (税額控除15%+上乗せ率10%= 25% の税額控除が受けられる)	

どのように活用しやすくなるの？

従来までは上記表②の**継続雇用者**と呼ばれる、2年以上継続して雇用しているスタッフの給与等が一定額増えている必要がありました。つまり新規採用等でスタッフが増え、医院全体の給与等の金額が前年比で増加していても、退職者がいた場合適用が受けられないというケースが多々ありました。今回の改正で継続雇用者の要件が撤廃されたため、**医院で支払った給与等が一定額以上増加していれば、この税額控除が適用できること**になります。

また、上乗せ要件につきましても継続雇用者の給与増加要件が撤廃されたため、活用しやすくなりました。主な内容としましては、スタッフに対する教育訓練等の支出が前年度より10%以上増加していた場合、15%の税額控除ではなく、25%の税額控除を受けられます。

具体的な節税額は？



前年給与・賞与の支払額が年間1,000万円だった個人事業主が、20万円で正社員スタッフを2名新規採用したとします。賞与を夏冬併せて2ヶ月分支給するものとして、年間280万円×2名分を支払い、当年の給与等支払額が1,560万となった場合、増額分560万円×15%で**84万円**の税額控除が受けられます。新規採用に伴って発生した給与・賞与の総額560万円はもちろん経費となります。所得税、住民税合算の税率が50%の個人事業主であった場合、その節税効果は560万円×50%=280万円と税額控除適用分の84万円、併せて364万円得られることとなります。これにより2名雇用したことによる事業主の実質的な年間人件費負担額は、560万円-364万円=196万円となり、月に一人当たり約8万円の負担（社会保険料等の負担除く）で正社員を雇用できたこととなります。

コロナ禍で経営状況が厳しい中であるとは思いますが、この制度を活用し、有能なスタッフの雇用維持や新規採用を行い、この局面を乗り切るための一助として頂ければと思います。制度の詳しい活用方法等に関しましては、弊社担当までご相談下さい。

医療福祉事業部 前田 圭介